

平成 2 9 年度

財政援助団体等監査報告書

下諏訪町監査委員

29監委第23号
平成30年3月28日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長 林 元 夫 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員
星 野 岳 生
中 村 奎 司

平成29年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

	ページ
1 監査の概要	1
2 監査の目的	1
3 監査の方法	1
4 監査の結果	1
5 監査の所見	5

1 監査の概要

- (1) 実施期間 平成30年2月14日(水)
3月15日(木)・・・補足聴取と意見書の作成
- (2) 対象団体 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会（所管課：健康福祉課）
- (3) 実施場所 町社会福祉協議会事務所 会議室
(3月15日については監査委員室)

2 監査の目的

補助金等の財政援助を与えている団体に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、また、町所管課においては、補助金等の支出に係る事務が適切に行われているかを主眼に行う。

3 監査の方法

団体から平成28年度決算書類、平成29年度事業計画書・予算書、団体の概要、定款、組織図、経理規程の資料、所管課から補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書の資料の提出を事前に求め、補助金等の関係諸帳簿等を照合し、関係職員との質疑応答を交えながら行った。

なお、団体の近年の法人経営の変化についても合わせて聴取した。

4 監査の結果

補助金等の財政援助に係る出納その他の事務執行は、適切かつ効率的に行われていることを確認した。

監査結果の概要については次のとおりである。

(1) 団体の概要

① 名称及び事務所の所在地

名 称 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会

所在地 長野県諏訪郡下諏訪町162番地4

② 設立の目的（定款より）

昭和27年3月に設立、昭和51年法人化された。下諏訪町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

③ 組織

下諏訪町の住民及び事業所による会員並びに役員(会長、副会長、常務理事、理事、評議員、顧問)により構成されている。

(2) 事業内容（実績報告より）

ア 法人運営事業

イ 一般福祉事業

ウ 福祉総合相談事業

エ 生活困窮者自立支援関連相談事業

オ 生活困窮者援助食料物資支援事業

カ 介護保険事業

キ 共同募金運動及び配分金事業

ク 生活支援体制整備事業

町からの新規受託事業

ケ 有償生活応援サービス事業

コ 通所入浴（介助入浴）サービス事業

サ 福祉有償運送サービス事業

町からの継続受託事業

シ 福祉車両有償貸渡サービス事業

ス 福祉用具及び太鼓等貸与事業

セ	基幹型在宅介護支援センター事業	町からの継続受託事業
ソ	在宅高齢者サポート事業（上乘せホームヘルプサービス）	町からの継続受託事業
タ	家庭介護者支援事業	
	・家族介護者交流事業	町と広域連合からの受託事業
	・男性介護者のつどい	
チ	買い物支援事業	
ツ	湯めぐりばす事業	
ト	お墓まいりばす事業	
ナ	認知症地域支援・ケア向上推進事業	町からの新規受託事業
ニ	認知症サポーター等養成事業	町と広域連合からの受託事業
ヌ	下諏訪町地域包括支援センター事業	町と広域連合からの受託事業
ネ	障がい者・障がい児福祉事業	
ノ	老人福祉センターの管理・運営事業	町の指定管理者
ハ	高齢者介護予防、生きがい支援事業	
ヒ	ひとり親家庭応援事業	
フ	ボランティア活動推進事業	
ヘ	災害ボランティアの体制整備事業	
ホ	福祉教育の推進事業	
マ	社会福祉協議会の基盤整備	
ミ	その他の事業	

(3) 補助金額及び補助事業

平成28年度決算額では、町から、前期(5月)858万1千円、後期(11月)858万円 合計1,716万1千円の補助金が支出されている。

【 内 訳 】

①	福祉活動専門員設置補助	1,708千円
②	障害者社会参加促進事業補助	61
③	ボランティア活動推進事業補助	255
④	福祉普及校指定補助	80

⑤ ボランティアコーディネーター設置補助	500千円
⑥ 社会福祉協議会事務所補助	785
⑦ 法人運営補助	1,000
⑧ 訪問入浴事業補助	1,500
⑨ 湯めぐりバス事業補助	383
⑩ 社協事務局長人件費補助	3,335
⑪ 老人福祉センター指定管理	3,421
⑫ 指定特定相談支援事業補助	4,133
⑬ 生活応援事業補助	36

(4) 近年の団体経営の変化について

- ① 平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立・公布され、社会福祉法人制度の改革、福祉人材の確保の促進を骨子として、福祉サービスの供給体制の整備及び充実が図られることとなった。
- ② 社会福祉協議会は社会福祉法人であり、改正法に基づいて経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財政規律の強化等が進められた。
- ③ 財政規律の強化には、いわゆる内部留保に関して「社会福祉充実残額(再投資財産額)」として明確化する規定が含まれている。この「社会福祉充実残額」が算定されるときは、既存事業や新規事業に投資するための「社会福祉充実計画」を作成し、所轄庁の承認を受けるべき旨が定められている(法第55条の2)。
- ④ 改正法では、社会福祉法人が社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対し、無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することが責務として明文化された(法24条第2項)。
- ⑤ 福祉人材確保の促進のため、職員等退職手当共済制度の見直しがなされた。

5 監査の所見

(1) 下諏訪町社会福祉協議会は、崇高な目的のもと各種の事業活動を精力的、献身的に実施しており、多くの町民が深い感謝と敬意の念を持っている。補助金の交付先として異議のある者はいないと思われる。

(2) 当町社会福祉協議会の在籍者は65人である。多種多様の業務を行っており、ほとんどの役職者は兼務となっている。内部統制を補う必要があるため、監事による監査のほか、外部の会計事務所に四半期毎の会計業務のチェックを依頼している。なお、その結果として特段の指摘事項はないとのことである。

補助事業が多岐に渡り会計が煩雑となる中で、第三者が確認を定期的に行っていることは適切であり、引き続き明確な会計となるよう努めていただきたい。

(3) 社会福祉法が規定する、当町社会福祉協議会の平成28年度末社会福祉充実残額は、4,805万円である。この使途として、「事業用車両更新事業」と「長野県あんしん創造ねっと事業」が社会福祉充実計画として立案されている。この計画に沿って着実に遂行いただきたい。